

○霧島ジオパーク学術研究支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、霧島ジオパークの地域資源を対象とした調査・研究に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、霧島ジオパークに関する学術的根拠に基づく資料の蓄積及び研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象の学術研究)

第2条 補助金の交付の対象となる学術研究（以下「学術研究」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、霧島ジオパークに直接かかわる研究とする。

- (1) 保護・保全に関する調査・研究
- (2) 教育・防災に関する調査・研究
- (3) 地域振興及び地域経済に関する調査・研究
- (4) 地球科学に関する調査・研究
- (5) 動植物や歴史・文化等に関する調査・研究
- (6) その他霧島ジオパーク推進連絡協議会（以下「協議会」という。）が補助対象と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学において調査・研究に従事している大学生、大学院生、または大学、研究機関等に所属する教員または研究員（グループによる研究も対象）とする。
- (2) その他協議会会長が認めたものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、一つの学術研究につき10万円を限度とする。この場合において、補助対象者は、当該年度中に10万円を超えて補助金の交付を申請することはできない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 調査・研究地までの旅費
- (2) 調査・研究に係る事務経費
- (3) その他協議会会長が認めた経費

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、霧島ジオパーク学術研究支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 研究事業計画書（研究事業変更計画書）（様式第2号）
- (2) 収支（変更）予算書・収支精算書（様式第3号）
- (3) 研究者等経歴書（様式第4号）
- (4) 在学（在籍）証明書又は身分証明書（所属機関が発行するもの）

(補助金の交付決定)

第7条 協議会会長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、霧島ジオパーク学術研究支援補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 協議会会長は、前項の交付決定に関し条件を付することができる。

(学術研究の内容変更)

第8条 前条第1項に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた学術研究の内容等について変更しようとするときは、霧島ジオパーク学術研究支援補助金変更交付申請書（様式第6号）を協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 当該変更により補助金の交付決定額に変更を生じている場合 霧島ジオパーク学術研究支援補助金変更交付決定通知書（様式第7号）

(2) 前号に掲げる変更以外の変更を生じている場合 霧島ジオパーク学術研究支援補助金事業計画変更承認通知書（様式第8号）

（実績報告）

第9条 交付決定者は、学術研究が完了したときは協議会会長が指定する期日までに霧島ジオパーク学術研究支援補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、協議会会長に提出しなければならない。

(1) 収支（変更）予算書・収支精算書（様式第3号）

(2) 霧島ジオパーク学術研究報告書

(3) 補助対象経費の領収書又は支払いを証明する書類

(4) その他協議会会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 協議会会長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を霧島ジオパーク学術研究支援補助金確定通知書（様式第10号。以下「確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第11条 交付決定者は、確定通知書を受領したときは、補助金の交付請求をすることができる。

2 補助金の交付を請求しようとする交付決定者は、霧島ジオパーク学術研究支援補助金（概算払）交付請求書（様式第11号）を協議会会長に提出するものとする。

3 協議会会長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条 補助金の概算払を受ける必要がある交付決定者は、霧島ジオパーク学術研究支援補助金概算払申請書（様式第12号）を協議会会長に提出しなければならない。

2 協議会会長は、前項の申請書を受領したときはその内容を審査し、補助金の概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、補助金の交付決定額の範囲において交付することを決定し、その旨を霧島ジオパーク学術研究支援補助金概算払決定通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金の概算払する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは、「第12条第2項の規定による霧島ジオパーク学術研究支援補助金概算払決定通知書」と読み替えるものとする。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第13条 協議会会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 協議会会長は、前項の規定による交付決定の取消しを決定したときは、霧島ジオパーク学術研究支援補助金交付決定取消し通知書（様式第14号）により交付決定者に通知しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会長 殿

申請者 住所（所在地）
氏名又は名称 印
電話番号（ ） —
E-mail

霧島ジオパーク学術研究支援補助金交付申請書

年度における霧島ジオパーク学術研究支援補助金の交付を受けたいので、霧島ジオパーク学術研究支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 研究事業計画書（研究事業変更計画書）
- (2) 収支（変更）予算書・収支精算書
- (3) 研究者等経歴書
- (4) 在学（在籍）証明書又は身分証明書（所属機関が発行するもの）

様式第2号（第6条関係）

研究事業計画書（研究事業変更計画書）

1 研究の名称

2 研究の目的及び内容

- (1) 研究活動の目的
- (2) 研究活動の内容（具体的に）
- (3) 研究場所（必要に応じて地形図等を添付）

様式第3号（第6条・第9条関係）

収支（変更）予算書・収支精算書

1 収入

区分	予算額 (変更予算額・決算額)	備考
学術研究支援補助金	円	
自己資金等		
収入合計		

2 支出

区分	予算額 (変更予算額・決算額)	備考
交通費	円	
宿泊費		
物品等購入費		
支出合計		

研究者等経歴書

代表者

氏名				
住所				
生年月日				
学校名又は勤務先				
所在地				
現在の身分				
専門分野				
主な論文	著者	発表年	論文等題目	掲載出版物等
学会等の研究発表	著者	発表年	学会等の研究発表題目	学会名

その他の研究者等

氏名				
住所				
生年月日				
学校名又は勤務先				
所在地				
現在の身分				
専門分野				
主な論文	著者	発表年	論文等題目	掲載出版物等
学会等の研究発表	著者	発表年	学会等の研究発表題目	学会名

※1 研究者が多い場合は、必要に応じて2枚目以降は追加すること

2 「現在の身分」欄には、教員の場合の職名、学生の場合の在籍など具体的に記入

（申請者）

様

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会 長 印

霧島ジオパーク学術研究支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度霧島ジオパーク学術研究支援補助金
については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定に付する条件（条件を付す場合のみ記載）

年 月 日

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会長 殿

申請者 住所（所在地）
氏名又は名称 印

霧島ジオパーク学術研究支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で決定通知を受けた 年度霧島ジオパーク
学術研究支援補助金に係る事業計画を、下記のとおり変更したいので、承認くださるよう霧島ジ
オパーク学術研究支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 研究事業変更計画書
- 3 収支（変更）予算書

（注意）

- 1 研究事業変更計画書及び収支（変更）予算書については、それぞれ補助金交付申請書に添付した様式を用いて作成し、変更に係る部分は二段書きとし、変更前のものを括弧書で上段に記載すること。

（申請者）

様

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会 長 印

霧島ジオパーク学術研究支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度霧島ジオパーク学術研究支援補助金
の変更計画については、申請のとおり承認し、補助金の額を下記のとおり変更することに決定し
ます。

記

1 補助金の交付決定額

変 更 前		円
変 更 後		円

2 変更決定に付する条件（条件を付す場合のみ記載）

様式第8号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会 長 印

霧島ジオパーク学術研究支援補助金事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度霧島ジオパーク学術研究支援補助金
の変更計画については、申請のとおり承認します。

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会長 殿

申請者 住所（所在地）
氏名又は名称 印

霧島ジオパーク学術研究支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった 年度霧島ジオパーク
学術研究支援補助金に係る事業を実施したので、霧島ジオパーク学術研究支援補助金交付要綱第
9条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 収支（変更）予算書・収支精算書
- (2) 霧島ジオパーク学術研究報告書

(様式第9号関係の指定様式)

霧島ジオパーク学術研究報告書

【研究者】

【所属】

研究の名称

【研究の成果概要】 図表（カラー） 使用可

様式第 10 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

(申請者名)

様

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会 長

印

霧島ジオパーク学術研究支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度霧島ジオパーク学術研究支援補助金
については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

様式第 11 号 (第 11 条関係)

年 月 日

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会 長 殿

申請者 住所 (所在地)
氏名又は名称 印

霧島ジオパーク学術研究支援補助金 (概算払) 交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知 (概算払決定通知) のあった
年度霧島ジオパーク学術研究支援補助金について、霧島ジオパーク学術研究支援補助金交付要綱
第 11 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円也

事業費	補助金	既交付額	今回請求額	未請求額

口座振替先

フリガナ 金融機関名			
フリガナ 本・支店名			
口座種別	1 普通	2 当座	3 その他
口座番号			
フリガナ 口座名義人			

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会長 殿

申請者 住所（所在地）
氏名又は名称 印

霧島ジオパーク学術研究支援補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった 年度霧島ジオパーク
学術研究支援補助金について、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

事業費	補助金	概算払 受領済額	概算払 申請額	残 額

概算払を必要とする理由

(申請者)

様

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会 長 印

霧島ジオパーク学術研究支援補助金概算払決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度霧島ジオパーク学術研究支援補助金について、下記のとおり概算払することに決定したので通知します。

記

金

円

事業費	補助金	概算払 受領済額	概算払 決定額	残 額

(申請者)

様

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会 長 印

霧島ジオパーク学術研究支援補助金交付決定取消し通知書

年 月 日付けで決定通知した 年度霧島ジオパーク学術研究支援補助金については、下記の理由により交付決定を取り消すことを決定したので通知します。

記

1 取り消す理由

霧島ジオパーク学術研究支援補助金交付要綱第 13 条第 1 項第 号に該当すると認めた
ものです。

2 取り消す補助金の額 円

3 返還を求める既交付額 円